

全国健康関係主管課長会議資料

平成 2 4 年 2 月 3 日 (金)

於：中央合同庁舎第 5 号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
総務課
原子爆弾被爆者援護対策室
指導調査室

目 次

【健康局の全般】

○ 平成24年度予算（案）の概要	1
○ 平成24年度予算（案）の概要 （対策別：新規事項及び主な改正内容等）	2

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1 原爆症認定について	25
（1）原爆症認定審査について	25
（2）原爆症認定制度の在り方の検討について	26
2 「原爆体験者等健康意識調査報告書」に関する検討について	26
3 在外被爆者の方々に対する支援について	26
（1）在外被爆者の方々からの原爆症認定申請について	27
（2）未払い手当について	27
（3）402号通達に係る在外被爆者の方々への賠償について	27
4 各種手当について	28
（1）各種手当額の改定について	28
（2）現況の把握等について	28
5 その他	29
（1）健康診断について	29

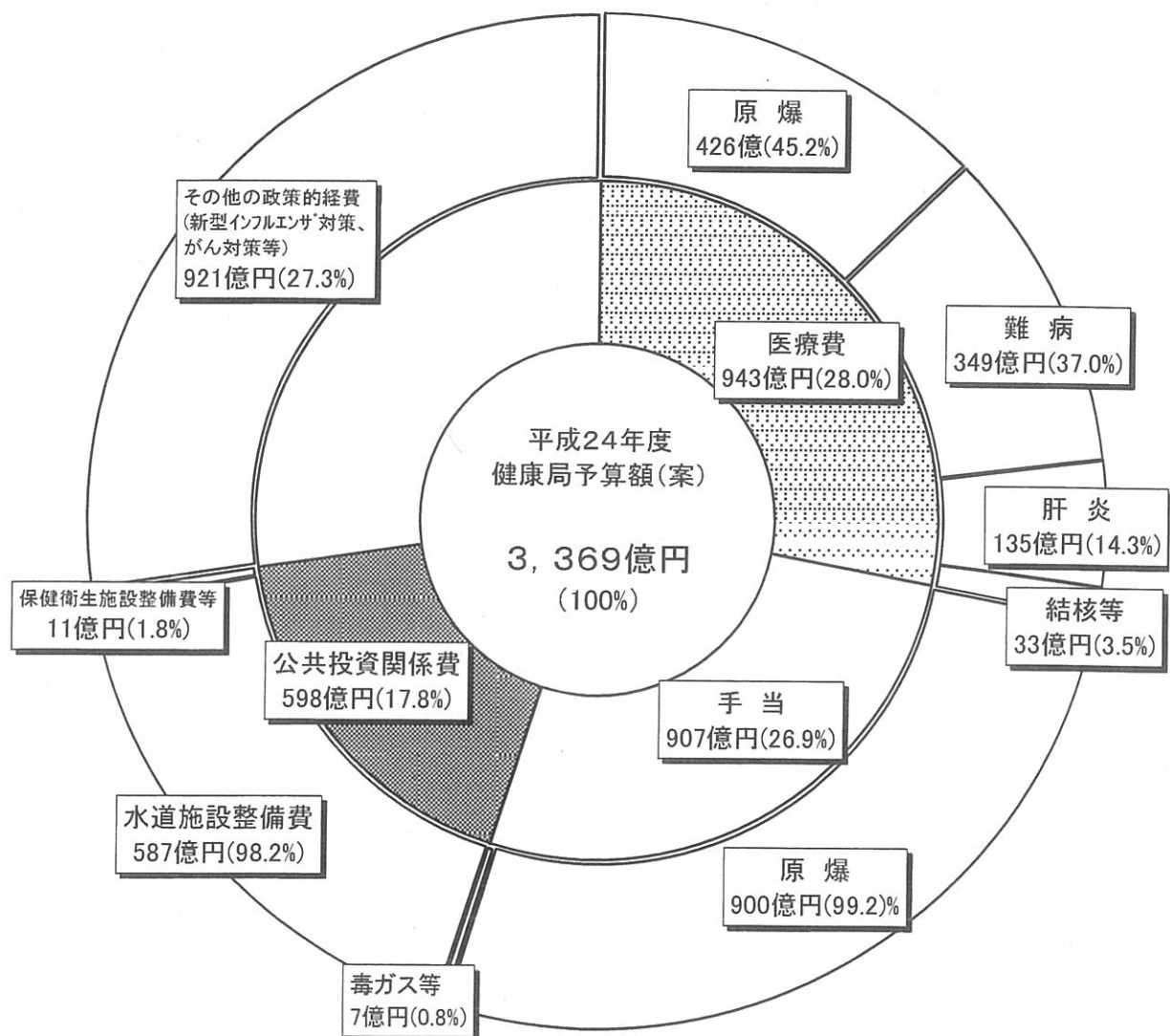
【指導調査室】

6 公衆衛生関係行政事務指導監査について	30
（1）平成24年度の指導監査について	30
（2）平成23年度の指導監査における主な指摘事項について	32
7 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について	34
（1）平成24年度予算（案）について	34
（2）平成24年度整備計画について	35
8 毒ガス障害者対策について	35

平成24年度予算（案）の概要

24年度予算額（案）	336,869百万円
うち「日本再生重点化措置」	423百万円
うち東日本大震災からの復旧・復興に係る経費	38,119百万円
うちB型肝炎ウイルス感染者給付金等支給経費	34,484百万円

（23年度当初予算額 268,754百万円）



※他府省に一括計上する金額を含む。

平成24年度予算（案）の概要
（対策別：新規事項及び主な改正内容等）

1 新型インフルエンザ等感染症対策 140億円（149億円）

①（1）新型インフルエンザ等対策の強化 3百万円

今般改定された新型インフルエンザ対策行動計画で、新型インフルエンザ発生時には、地域の発生状況に応じ都道府県ごとに実施すべき対策を判断するとされたことを踏まえ、発生時の迅速な対応に備え、国と都道府県等が危機管理の観点から連携強化を図り、対策の準備を行う。

（参考）【平成23年度補正予算（第4号）】

新型インフルエンザ対策の推進として

- ① 近年の諸外国の鳥インフルエンザ等の発生動向などを踏まえ、新型インフルエンザの発生時に迅速な対応を確保する必要があることから、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン原液の備蓄等経費
- ② 今般の新型インフルエンザ対策行動計画で盛り込まれたプレパンデミックワクチンの事前製剤化を実施するための経費を要求している。（91億円）

（2）予防接種の推進（ポリオ不活化ワクチンの円滑導入）
11百万円（11百万円）

現在ポリオ予防接種に使用されているポリオ生ワクチンを不活化ポリオワクチンに切り替えるに当たり、切り替え時の接種方法等、円滑に移行するための方策について検討を進め、実施主体である市町村に対して周知する。

（参考）【平成23年度補正予算（第4号）】

子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を継続するため、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金」の平成24年度までの積み増し・延長を行う。（526億円）

（3）HTLV-1 関連疾患に関する研究の推進 10億円（10億円）

HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）への感染対策と、これにより発症するATL（成人T細胞白血病）やHAM（HTLV-1 関連脊髄症）の診断・治療等に関する研究を、感染症・がん・難病・母子保健対策が連携し、HTLV-1 関連疾患研究領域として総合的な推進を図る。

2 肝炎対策

239億円(237億円)

(1) 肝炎治療促進のための環境整備

137億円(152億円)

インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を必要とする肝炎患者がその治療を受けられるよう、医療費の助成を行う。また、従来の医療対象に加え、新たな対象医療を追加することにより、治療対象となる方等に対して、早期治療の促進を図る。

(主な事業)

・肝炎治療特別促進事業の実施

136億円

B型肝炎及びC型肝炎は、インターフェロン治療あるいは核酸アナログ製剤治療により、ウイルスの排除・増殖の抑制が可能であり、その後の肝硬変、肝がんといったより重篤な病態への進行を防ぐこと又は遅らせることが可能であることから、これらの治療に係る患者の自己負担を軽減することにより、適切な医療の確保及び受療促進を図る。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

<医療費助成対象医療の追加>

- ① B型慢性肝炎に対するペグインターフェロン単独療法
- ② C型代償性肝硬変に対するペグインターフェロン及びリバビリン併用療法
- ③ C型慢性肝炎に対するテラプレビルを含む3剤併用療法

・肝炎患者支援手帳事業の実施

53百万円

肝炎患者等に対して、肝炎の病態・治療方法・肝炎医療に関する制度等を記載した手帳を配布し、今後の適切な治療を促進する。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

・地域肝炎治療コーディネーター養成事業の実施

64百万円

地域の保健師等を対象として、検査の受検勧奨方法や要診療者に対する受診勧奨方法、肝炎に関する既存制度の知識について習得させ、肝炎患者等に対して肝炎治療のコーディネートができる者を養成する。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

(2) 肝炎ウイルス検査等の促進

41億円(55億円)

保健所等における利便性に配慮した検査体制を確保し、肝炎ウイルス検査等を実施するとともに、個々人へのアプローチを積極的に行うなど、着実に検査の受検促進を図る。

(主な事業)

・保健所における肝炎ウイルス検査等の実施

17億円

保健所等において、希望者に対して肝炎ウイルス検査等を実施する。

出張型肝炎検査の実施

各地域の医師会等と連携する等、地域内の要請に応じて出張型の検査を実施することにより受検の促進を図るとともに、健康保持に対する支援を行う。

(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区

(補助率) 定額(1/2)

・健康増進事業における肝炎ウイルス検査等の実施

24億円

健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業のうち、肝炎ウイルス検診について、引き続き個別勧奨による検診受診促進を図ることとし、肝炎ウイルスの早期発見を推進する。

(補助先) 都道府県、(間接補助先：市町村)、政令指定都市

(補助率) 定額(1/3)

(3) 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療 の推進、肝硬変・肝がん患者への対応

9.9億円(7億円)

都道府県が指定・整備する「肝疾患診療連携拠点病院」に加え、二次医療圏に1カ所程度で整備されている「肝疾患専門医療機関」においても、患者、キャリア等からの相談に対する支援体制を整備することにより、患者支援の充実を図る。

また、肝炎情報センターにおいてこれら拠点病院に対する支援として、医師等に研修を行い、治療水準の向上を図るとともに、患者の視点に立った支援対策等を推進する。

(主な事業)

・肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置等

6.4億円

都道府県において、肝疾患診療連携拠点病院を整備し、肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会を設置するとともに、患者等からの相談等に対応する体制(相談センター)を整備する。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(定額(10/10))

・ かかりつけ医等の研修等

240万円

適切な肝炎への医療提供体制が確保されることを目的として、肝炎専門医療従事者に対して、肝炎に関する研修を行い、肝炎医療に従事する者の資質の向上を図る。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(定額(10/10))

⑧・専門医療機関の相談体制強化

420万円

肝炎患者等が広く相談を行うことができるよう、肝炎専門医療機関に「地域肝炎治療コーディネーター養成事業」の技能習得者を配置するなどして、地域の相談窓口の利便性の向上を図る。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

(4) 国民に対する正しい知識の普及と理解

1.8億円(1.8億円)

Q&Aやリーフレットの作成、講習会やシンポジウムの開催等により、積極的に普及啓発を図るとともに、保健所等において肝炎に関する相談受付を実施するほか、電話・FAXによる相談窓口を設けるなど、患者を含む国民に対する情報提供体制を確保する。

(主な事業)

・ 都道府県等における検査の受診勧奨等の普及啓発

640万円

肝炎診療支援リーフレットの作成・配布や新聞広告等、肝炎の正しい知識の普及啓発、検査の受検勧奨等を行う。

(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区

(補助率) 定額(1/2)

・ シンポジウム等による情報提供事業

500万円

シンポジウム等を開催し、地域住民に対して感染予防や治療に関する最新情報等を分かりやすく伝える。

(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区

(補助率) 定額(1/2)

⑨・多角的な情報発信による周知

1億円

肝炎に対する正しい知識が十分でないことが招く偏見・差別、適切な治療開始の遅延などの解消に向け、大規模イベントの開催や新聞・TV・公共交通機関等の多様な媒体を活用した広報など、あらゆる方面からのアプローチにより、国民が関心を惹くような大々的な周知・啓発事業を実施する。

(5) 研究の推進

49億円(21億円)

「肝炎研究7カ年戦略」が見直され、新たに取りまとめられた「肝炎研究10カ年戦略(平成24年度～平成33年度)」に基づき、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進する。また、平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」及び平成23年5月に策定された「肝炎対策基本指針」の趣旨を踏まえ、引き続き、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な研究を推進する。

(主な事業)

・ 肝炎研究基盤整備事業費

34百万円

・ 肝炎等克服緊急対策研究経費

(※厚生科学課計上) 13億円

C型肝炎ウイルス等の持続感染機構の解明や肝疾患における病態の進展予防及び新規治療法の開発等を行う、肝炎に関する基礎、臨床、疫学研究等を推進する。

・ 難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業(肝炎関係研究分野)

(※厚生科学課計上) 4.5億円

平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」及び平成23年5月に策定された「肝炎対策基本指針」の趣旨を踏まえ、新規感染の発生予防等を目的とした肝炎感染予防ガイドライン等策定のための研究、医療従事者に対する効果的な研修プログラム策定に関する研究等、肝炎対策を総合的に推進するための基盤に資する行政的な研究を行う。

⑧・ B型肝炎の創薬実用化等研究事業【重点化】

(※厚生科学課計上) 28億円

B型肝炎の治療薬である核酸アナログ製剤は、原則として一生服用し続ける必要があり、薬剤耐性等により中断した場合には病状が悪化することが懸念される。このため、B型肝炎の新規治療薬の開発等を旨とし、既存薬剤の周辺化合物の構造解析等の創薬研究や臨床研究等の強化、推進を図る。

3 がん対策

357億円(343億円)

がん対策の総合的かつ計画的な推進

がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。

(1) 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成 29億円(36億円)

がん診療連携拠点病院において若手医師をがん医療の専門医師として育成する体制の構築や、がん医療の専門的な知識及び技能を有する医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の育成並びにこれらの医師等に対する指導者の育成を行う。

(主な事業)

・がん診療連携拠点病院機能強化事業 29億円

がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、がん診療連携拠点病院における医師等の医療従事者に対して、放射線療法や化学療法等、質の高い医療を行うために必要な研修を行うほか、精度の高い院内がん登録、患者や家族への相談支援等の実施、地域の医療機関との連携を推進するとともに、病理医が不足している状況から病理医の育成及び病理診断補助員の確保を図る。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 都道府県(1/2)、独立行政法人等(定額(10/10))

(1施設当たり単価)

都道府県がん診療連携拠点病院 24,000千円(前年度26,000千円)

地域がん診療連携拠点病院 12,000千円(前年度14,000千円)

(2) 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

5億円(3.8億円)

患者本人の意向を十分尊重した上で、がんの治療方法等の選択を可能とするとともに、がん患者の状況に応じて疼痛などの緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるよう、医療従事者に対して、緩和ケアやコミュニケーション技術等の研修を行う。

(主な事業)

・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業 1.3億円

緩和ケアを治療の初期段階から実施できる体制を整備するための研修を実施することががん対策推進基本計画で掲げられていることを踏まえ、全国の医師を対象に緩和ケアに関する研修を行うとともに、併せて研修の実施に必要な指導者の育成等を行う。

(委託先) 特定非営利活動法人日本緩和医療学会

- ・ 都道府県がん対策推進事業（緩和ケア研修部分） 1. 2億円
都道府県が実施主体となり、地域の緩和ケア実施体制の充実強化を図るための研修会等を実施するための支援を行う。

（補助先） 都道府県
（補助率） 1／2

⑧・在宅緩和ケア地域連携事業【重点化】 1. 1億円

在宅緩和ケアの地域連携体制を構築するため、がん診療連携拠点病院が都道府県と連携して二次医療圏内の在宅療養支援を行う医療機関の協力リストを作成し、連携機能を強化するとともに、同圏内の在宅緩和ケアを専門とする医師等と協力して在宅療養支援を行う医師等に対して在宅緩和ケアの知識や技術の向上を図る研修を実施する。

（補助先） 都道府県、独立行政法人等
（補助率） 都道府県（1／2）、独立行政法人等（定額（10/10））

（３）がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備
9. 4億円（8. 7億円）

科学的知見に基づく適切ながん医療の提供に資するよう、がん患者の診断・治療内容等の情報を把握・分析するため、独立行政法人国立がん研究センターにおいて院内がん登録を進めるとともに、がん診療連携拠点病院等に対して精度の高い院内がん登録を実施するための支援を行う。

また、地域がん登録を実施していない都県に対し指導するとともに、データの集計・分析を行い、地域がん登録の促進を図る。

（主な事業）

- ・ 都道府県がん対策推進事業（がん登録部分） 1. 9億円
がん登録を推進し、がんの罹患患者数・罹患率や治療効果の把握等、がん対策の基礎となるデータを把握し、地域ごとのきめ細やかながん対策を進めるため、がん診療連携拠点病院以外の医療機関においてがん登録を行うことにより、医療機関が収集したがん登録情報を都道府県が回収し、地域のがん対策の推進を図る。

（補助先） 都道府県
（補助率） 1／2

- ・ がん総合相談に携わる者に対する研修プログラム策定事業 49百万円
がん患者又はその家族の方が行うピアサポーターなど、がんに関する相談員に対し、がんに関する相談事業に必要な基本的スキルを身につけるための、研修プログラムの策定を行う。

（委託先） （公財）日本対がん協会

- ・都道府県がん対策推進事業（緩和ケア研修、がん登録部分を除く） 6. 3億円

都道府県に地域統括相談センターを設置し、患者・家族らに心理、療養生活や介護など様々な分野に関する相談をワンストップで提供する体制を支援するとともに、都道府県がん対策推進計画に基づき、地方自治体が行う、がん検診の受診体制の強化や医療提供体制の整備、がんに関する正しい知識をはじめとした普及啓発など、重点的に取り組む施策に対する支援を行う。

（補助先） 都道府県

（補助率） 1／2

（４）がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進

125億円（139億円）

働き盛りの世代が無料で検診を受けることができる女性特有のがん検診と大腸がん検診の体制を整備することで、がんによる死亡リスクの大幅な軽減を図る。

（主な事業）

- ・がん検診推進事業 105億円

受診勧奨事業の方策の一つとして、節目年齢の方を対象とし、乳がん、子宮頸がん及び大腸がん検診の無料クーポン券等を送付し、がん検診の重要性や検診方法の理解を促すとともに、検診受診率の向上を図る。

（補助先） 市町村

（補助率） 1／2

（対象年齢）

- ・子宮頸がん：20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の女性
- ・乳がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の女性
- ・大腸がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の男女

（５）がんに関する研究の推進

102億円（68億円）

（主な事業）

- ・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費（がんワクチン関係）

（※厚生科学課計上）13億円

日本発のがんワクチン療法による革新的ながん治療開発を戦略的に行うなど、がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持・向上を図るため、がん対策に資する研究をより一層推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究成果を普及、活用する。

- ⑨・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費（抗がん剤関係）【重点化】

（※厚生科学課計上）16億円

難治性がんや小児がんをはじめとする希少がんを中心に、これまでの基礎的研究や探索的臨床研究において開発された革新的診断法（診断薬等）をはじめ、抗体薬などの革新的ながん治療薬に対して、臨床での実用化を目的とした前臨床試験や国際基準に準じた質の高いがん臨床試験を強力に推進する。

・第3次対がん総合戦略研究経費

(※厚生科学課計上) 37億円

⑨・がん臨床試験基盤整備事業

1.5億円

各種がんに対する標準治療の進歩につながる集学的治療開発の研究者主導臨床試験を推進し、「がんによる死亡者の減少」に資することを目的として、臨床研究コーディネーター(CRC)やデータマネージャーを充実させ、それらの者の人材育成に資するとともに、研究者主導臨床試験の実施基盤の整備・強化を図る。

(補助先) NPO法人

(補助率) 定額(10/10)

(6) がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な経費

21百万円(22百万円)

がん対策の総合的な調整・推進を図るため、国際連携体制の構築や国民に対するメッセージの発信及び施策の進捗管理及び評価等を行う。

・がん対策推進費

16百万円

⑩(7) 小児がん対策を推進するために必要な経費

4億円

小児においてがんは病死原因の第1位であるにもかかわらず、がん対策推進基本計画に小児がん対策は殆ど盛り込まれていないことから、がん対策として新たに小児がん対策を行う。

⑪・小児がん拠点病院機能強化事業【重点化】

2.5億円

小児がん対策として、専門施設(小児がん拠点病院)を設け、患者を集約し、最新かつ最適治療を提供するとともに、地域の医療機関との連携に基づいた治療後のフォローアップを行う。また国民に理解し易く、かつ信頼性の高い小児がん・思春期がんの情報、特に診療ガイドラインや専門医・専門施設の診療実績や相談支援先などの情報を一元的に発信するシステムを構築し、地域の医療機関と国・地方公共団体との連携のもと、患者・家族を含めた関係者が一体となって、小児がん患者・家族が診断時から切れ目のない安心・納得した支援を受けるために必要なプレイルームの運営や相談支援人員等を確保する。

(補助先) 独立行政法人等

(補助率) 定額(10/10)

⑫・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業(小児がん緩和ケアに係る分)

【重点化】30百万円

小児がん緩和ケアを実施する小児がん診療機関において、がん患者等に対して、緩和ケアに対する実施方法や効果などについて、受診実態等を踏まえつつ指導するとともに、小児がん緩和ケア研修会の指導者を養成するため、緩和ケアに専門的に取り組んでいる医師に対して、ワークショップ形式による研修を実施する。

(委託先) 未定

- ⑧・小児がん拠点病院（仮称）整備費 1 億円
 小児がん患者の集約化に基づく医療体制整備のために必要な小児がん患者の家族の宿泊室や相談室等の整備改修を行う。
 （補助先）都道府県、独立行政法人等
 （補助率）1／2
- ⑨・小児がん拠点病院のあり方調査事業 1 7 百万円
 次期がん対策推進基本計画の見直しを踏まえ、発達途上である小児がん患者等に対し、我が国の小児がん患者に対する治療の実情について比較・分析等を行うことにより、我が国における基幹的な小児がん病院のあり方の調査・検討を行う。
 （委託先）民間

(8) 独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金【一部重点化】 8 2 億円 (8 8 億円)

独立行政法人国立がん研究センターの事業運営に必要な経費を交付金で措置する。

- ・独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金 (※医政局計上) 7 9 億円
- ・独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金【重点化】(※医政局計上) 3 億円

4 難病対策

2, 132億円(2, 095億円)

(1) 難病患者の生活支援等の推進 2, 032億円(1, 995億円)

難病患者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を引き続き実施するとともに、難病相談・支援センター(全国47ヶ所)の運営等を通じ、地域における難病患者の生活支援等を推進する。

なお、特に都道府県の超過負担縮減のため、特定疾患治療研究事業の充実を図る。

(平成23年度当初予算額: 280億円→平成24年度予算額(案): 350億円)

(参考)

年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分の対応の一部を特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用(平成24年度暫定的対応) 269億円(※)

※難病対策として予算(案)に計上しているものではない。

(主な事業)

・特定疾患治療研究事業

350億円

治療法が確立していない特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。(対象疾患: 56疾患)

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2、10/10(特定疾患治療研究費のうちスモン分、スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究費)

・難病相談・支援センター事業

1.7億円

難病患者のもつ様々なニーズに対応したきめ細かな相談支援が行えるよう、都道府県毎の活動拠点となる「難病相談・支援センター」において、地域における難病患者支援対策を一層推進する。(47ヶ所)

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

・重症難病患者入院施設確保事業

1.5億円

在宅療養中の重症難病患者であって、常時医学的管理下に置く必要のある者が介護者の事情により在宅で介護等を受けることが困難になった場合に一時的に入院することが可能な病床を、各都道府県の難病拠点病院に確保する。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

・難病患者等居宅生活支援事業

2.1億円

地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進する。

(補助先) 都道府県、保健所設置市、市町村

(補助率) 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

・難病患者サポート事業

20百万円

患者・患者家族の療養や生活上の不安、ストレスを解消するため、患者団体等を対象にサポート事業を実施し、難病患者支援策の充実を図る。

(委託先) 公募

㊦・難病患者の在宅医療・介護の充実・強化事業【一部重点化】

45百万円

在宅医療・介護を必要とする難病患者が安心・安全な生活を営めるよう、在宅難病患者への日常生活支援の強化のため、災害時の緊急対応に備えた重症神経難病患者の受入機関確保のための全国専門医療機関ネットワークの構築や医療・介護従事者研修の実施等を通じて包括的な支援体制の充実・強化を図る。

(主な内容)

・重症神経難病患者災害情報ネットワークの構築

(補助先) 一般社団法人日本神経学会

(補助率) 定額 (10/10)

・難病患者を対象とする医療・介護従事者研修の実施

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

・都道府県難病相談・支援センター間のネットワーク支援

(補助先) 難病医学研究財団

(補助率) 定額 (10/10)

(2) 難病に関する調査・研究の推進

100億円(100億円)

・難治性疾患克服研究事業等

(※厚生科学課計上) 100億円

難病の診断・治療法の開発を促進するため、難病に関する調査・研究や「健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト」を引き続き推進するとともに、国際ネットワークへの参加等を通じて、難病対策の国際的連携の構築を図る。

5 移植対策

27億円(27億円)

(1) 臓器移植対策の推進

7億円(7.6億円)

脳死下臓器提供事例が増加している中、臓器移植が適切に実施されるよう、あっせん業務に従事する者の増員やドナー家族に対する心理的ケアの充実等、あっせん業務体制の整備を図るとともに、移植医療への理解や臓器提供に係る意思表示の必要性について普及啓発に取り組む。

(主な事業)

- ㊦・あっせん事業従事者の増員 15百万円
改正臓器移植法の施行に伴い着実に増加している脳死下臓器提供事例に対応するため、連絡調整者(コーディネーター)の増員を行い、提供事例発生時に適切な対応が行えるよう体制の整備を図る。
(補助先) (社)日本臓器移植ネットワーク
(補助率) 定額(10/10)
- ㊦・ドナー家族に対する心理的ケアの充実 2百万円
家族承諾による脳死下臓器提供事例等は、ドナー家族にとって身体的・精神的な大きな負担となり得ることから、ドナー家族に対して必要に応じ、精神科医師や臨床心理士等がカウンセリングを行い、継続的な支援が行える体制の整備を図る。
(補助先) (社)日本臓器移植ネットワーク
(補助率) 定額(10/10)

(2) 造血幹細胞移植対策の推進

18億円(18億円)

骨髄バンク事業を引き続き推進するとともに、移植件数が増加しているさい帯血移植を着実に推進するため、さい帯血の採取・検査等に必要な経費を確保するなど、あっせん体制の整備を図る。

(主な事業)

- ㊦・検体保存事業の実施 9百万円
ドナーと患者のHLA適合度と治療成績との関係等に関するデータの収集・解析を行い、治療成績の向上を図る。
(補助先) (財)骨髄移植推進財団
(補助率) 定額(1/2)
- ㊦・さい帯血の採取及び検査体制の強化 4.7億円
増加する成人への移植に適したさい帯血を毎年一定量確保するため、より多くのさい帯血を採取し、検査する。
(補助先) 日本赤十字社
(補助率) 定額(10/10)

6 生活習慣病対策

30億円(33億円)

(1) 健康づくり・生活習慣病予防対策の推進

17億円(20億円)

健康寿命の延伸を実現すること等を目的とした「健康日本21」を着実に推進するため、糖尿病重症化予防対策の推進や在宅療養での栄養ケア支援体制の構築を支援するほか、国民の一人一人が日々の生活の中で自発的に健康づくりに対して具体的な行動を起こしていけるよう、民間企業との連携をさらに推進し、健康づくりの国民運動化を推進する事業等を実施する。

(主な事業)

- ⑩・栄養ケア活動支援整備事業 52百万円
在宅で療養されている方々の栄養ケアの支援体制を構築するため、地域で栄養ケアを担う管理栄養士等の人材の確保、関係機関等と連携した先駆的活動を行う公益法人等の取組の推進を図る。
(補助先) 公益法人等
(補助率) 定額(10/10)
- ⑪・すこやか生活習慣国民運動推進事業 92百万円
民間企業との連携を引き続き推進していくために、地方の企業への連携を拡大し、社会全体としての国民運動化を図る。
- ・糖尿病疾病管理強化対策事業 79百万円
(補助先) 都道府県(補助率) 1/2
- ・健康増進事業(肝炎対策分除く) 9.2億円
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村)、政令指定都市
(補助率) 1/2、1/3
- ・たばこ対策促進事業 41百万円
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区(補助率) 1/2

(2) 生活習慣病予防等に関する調査・研究の推進

12億円(13億円)

生活習慣病の予防から診断、治療に至るまでの研究を体系的に実施する中で、糖尿病等の合併症に特化した予防、診断、治療に関する研究を重点的に推進し、今後の対策の推進に必要なエビデンスの構築を目指すとともに、次期国民健康づくり運動の総合的な推進を図る基礎資料とするため、国民健康・栄養調査の調査対象を拡大して実施する。

(主な事業)

- ⑫・国民健康・栄養調査 2.2億円
次期国民健康づくり運動のモニタリングに必要な指標である運動開始時のベースライン値を詳細に把握するために栄養摂取状況調査と生活習慣調査の調査単位区数を拡大する。
(委託先) 都道府県、保健所設置市、特別区

7 エイズ対策の推進

57億円（60億円）

HIV感染やエイズの発症予防のため、同性愛者等が集まる場所に焦点を絞った普及啓発や、保健所等において、夜間・休日など利用者の利便性に配慮した検査・相談を行う。また、HIV感染者・エイズ患者への在宅医療・介護を含む医療体制の整備を図るとともに、患者等の生活の質を高めるため、電話相談やカウンセリング等を行う。

（1）発生の予防及びまん延の防止

5億円（6億円）

保健所等における検査・相談体制の充実等により、エイズの発生とまん延の防止を図るとともに、HIV感染者等の相談窓口を設置し、電話相談やカウンセリング等により感染者等のケアを行う。

（主な事業）

・保健所等におけるHIV検査・相談事業

2.7億円

HIV感染の早期発見・早期治療と感染拡大の抑制に努めるため、保健所等において、無料・匿名でHIV抗体検査を実施するとともに、利用者の利便性に配慮した検査・相談体制の構築を図るため、平日夜間や土日における検査などの時間外検査や、迅速検査の導入を促進する。

（補助先）都道府県、政令市、特別区

（補助率）1／2

・HIV感染者等保健福祉相談事業

79百万円

全国の中核拠点病院にカウンセラーを設置し、HIV感染した者及びその家族に対して、その社会的・精神的な問題の軽減に寄与するとともに、HIV検査について、より検査を受けやすい体制を確保するため、特に感染者が集中している大都市において、利便性の高い休日の検査・相談事業を実施する。

（委託先）公募

・血液凝固異常症実態調査事業

7百万円

血液製剤を通じてHIVに感染した血友病患者を中心に血液凝固異常者の病態を把握し、HIVのみならず血液凝固異常症の患者に及ぶ様々な障害について調査し、治療と生活の向上に寄与するために必要な情報を整理し、研究者、臨床医等に提供することにより、治療とQOLの向上を図る。

（委託先）公募

（2）医療等の提供及び国際的な連携

13億円（12億円）

エイズ治療拠点病院を中心とする医療従事者への実務研修や診療情報網の強化等、総合的な医療提供体制を確保するとともに、わが国のエイズに関する国際貢献への期待に応え、国際協力を通じて、国際的な連携を図る。

(主な事業)

⑦・HIV感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業【一部重点化】

40百万円

HIV治療の進歩により長期存命が可能となったHIV感染者・エイズ患者への在宅医療・介護の環境を整備するため、訪問看護師や訪問看護治療研究費への実地研修、かかりつけ医や地域の歯科医への講習会等を実施する。

(委託先) 公募

⑧・中核拠点病院連絡調整員要請事業

12百万円

より高度な医療を受けられる地方ブロック拠点病院に集中するHIV感染者やエイズ患者を地域の医療機関で受け入れるための調整を行う連絡調整員(コーディネーター)を養成し、HIV医療の連携体制を強化する。

(委託先) 公募

・血友病患者等治療研究事業

4.6億円

先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場に鑑み、社会保険各法の規定に基づく自己負担分を公費負担する。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

(3) 普及啓発及び教育

12億円(13億円)

国民のエイズに対する関心と理解を深めるため、青少年や同性愛者等の個別施策層への普及啓発、世界エイズデー等における普及啓発イベントやインターネットによる情報提供等を実施する。

(主な事業)

・NGO等への支援事業

1.5億円

より効果的なHIV感染予防の普及啓発や患者支援を行うため、HIV陽性者や同性愛者等で構成されるNGO・NPOによる当事者性のある活動への支援を行う。

(委託先) 公募

・「世界エイズデー」普及啓発事業

28百万円

国民のエイズに関する関心と理解を高めるため、WHOの提唱する12月1日の「世界エイズデー」に合わせ、街頭等における啓発普及活動を実施し、エイズに関する正しい知識の浸透を図る。

(委託先) 公募

(4) 研究開発の推進

27億円(30億円)

我が国のHIV感染者・エイズ患者の報告数は依然として増加し続けており、また多剤併用療法の普及による療養の長期化に伴う新たな課題が生じている。これらの課題に対応するべく臨床分野、基礎分野、社会医学分野、疫学分野における研究を行う。

(※厚生科学課計上)

8 リウマチ・アレルギー対策の推進

5.9億円（7.1億円）

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギー等免疫アレルギー疾患の治療法等の研究を推進する。また、都道府県において、リウマチ系疾患や食物アレルギー等に関する研修の実施、正しい知識の普及啓発、診療ガイドラインの普及等を行う。

（主な事業）

㊤・リウマチ・アレルギー特別対策事業

7百万円

リウマチ系疾患や食物アレルギー等について新規患者の抑制を図るため、研修の実施、正しい知識の普及啓発、診療ガイドラインの普及等情報提供等を行う。

平成24年度より、リウマチ・アレルギーの診療に熟知した専門医の偏在を解消するため、かかりつけ医と専門医療機関の円滑な医療連携体制の確保を図り、都道府県間の医療機関の均てん化を目指すとともに、政令指定都市、中核市を補助先に加える。

（補助先）都道府県、政令指定都市、中核市

（補助率）1／2

・アレルギー相談センター事業

10百万円

アレルギー患者やその家族に対し、免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業の成果やアレルギー専門家、専門医療機関の所在、最新の治療指針等の情報提供等を行う。

（補助先）財団法人日本予防医学協会

（補助率）定額（10/10）

・免疫アレルギー疾患等予防・治療研究事業

（※厚生科学課計上）5.7億円

免疫アレルギー疾患は、長期にわたり生活の質を低下させるため、国民の健康上重大な問題となっているため、免疫アレルギー疾患について、発症原因と病態との関係を明らかにし、予防、診断及び治療法に関する新規技術を開発するとともに、既存の治療法の再評価を行うことにより、国民に対してより良質かつ適切な医療の提供を目指す。

9 腎疾患対策の推進

2.4億円（2.4億円）

慢性腎臓病（CKD）に関する診断・治療法の研究開発を推進する。また、都道府県において、CKDに関する連絡協議会の設置、研修の実施、正しい知識の普及啓発等を行う。

（主な事業）

・慢性腎臓病（CKD）特別対策事業

10百万円

CKD対策を推進するため、都道府県において連絡協議会の設置、研修の実施、正しい知識の普及啓発等を実施する。

（補助先）都道府県、政令指定都市、中核市

（補助率）1／2

⑨・腎疾患重症化予防実践事業

31百万円

腎疾患の重症化及び透析導入患者の増加を抑制するため、透析患者数を当初予測より15%減らすための「腎疾患重症化予防のための戦略研究」の成果を利用した個別栄養指導等の予防プログラムを実践する。

(委託先) 公募

・腎疾患対策研究事業

(※厚生科学課計上) 1.9億円

腎機能異常の早期発見、早期治療、重症化防止とともに、診療現場における診療連携等の有効な診療システムのエビデンスを確立し、CKDの腎不全への進行を防止し、新たな透析導入患者の減少を図るための研究を戦略的に実施するとともに、腎疾患の病態について解明を進め、安全で有効な診断・治療法の開発を推進する。

10 慢性疼痛対策の推進

1.2億円(1.3億円)

「慢性疼痛」を来す疾患には、数百万人の患者が罹患しており、多額の医療費を要し、社会的損失も大きい。平成21年度より開催している「慢性の痛みに関する検討会」の報告を踏まえ、平成23年度より慢性の痛みに関する診断・治療法の研究開発を推進している。

(主な事業)

⑩・からだの痛み相談・支援事業

10百万円

疼痛患者・患者家族が症状を訴えても適切な診断・助言が得られないという現状を改善するため、的確な相談や助言ができる信頼性の高い相談窓口等患者の受け皿の機関を設け、患者・家族へのサポート体制の整備を図る。

(補助先) 公募

(補助率) 定額(10/10)

・慢性の痛み対策研究事業

(※厚生科学課計上) 1.1億円

慢性の痛みに関する研究を継続的に実施するための基盤を形成すること、効率的かつ効果的な行政施策を実施するために必要な情報を収集すること、病態解明や客観的な評価方法の確立や画期的な診断・治療法の開発等を推進する。

1 1 原爆被爆者の援護

1, 4 7 8 億円 (1, 4 7 8 億円)

○保健、医療、福祉にわたる総合的な施策の推進

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き推進する。

(主な事業)

- ・ 医療費の支給、健康診断

4 3 8 億円

- ・ 諸手当の支給

9 3 0 億円

手当額については、平成23年の消費者物価指数の下落に伴い、24年4月から改定される予定。

また、これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたことによる物価スライド特例分について、年金と同様に、手当額を本来の水準に計画的に引き下げる。

(平成24年度から26年度の3年間で解消し、平成24年10月から0.6%引き下げ。)

- ・ 保健福祉事業 (原爆養護ホームの運営等)

6 3 億円

1 2 B型肝炎訴訟の給付金等の支給

3 4 5 億円

- ⑨ 「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づき、B型肝炎ウイルスの感染被害を受けられた人々への給付金等の支払いに万全を期すため、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に給付金等の支給に必要な費用を積み増しする。

(交付先) 社会保険診療報酬支払基金

(参考) 【平成23年度補正予算 (第3号)】

平成23年度臨時国会において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 (平成23年法律第126号) が成立したことに伴い、社会保険診療報酬支払基金に新たに基金を設置 (480億円)

13 ハンセン病対策の推進

388億円(393億円)

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」等に基づき、ハンセン病療養所の入所者への必要な療養の確保、退所者等への社会生活支援策、偏見・差別の解消のための普及啓発等の施策を着実に実施する。また、ハンセン病療養所での歴史的建造物等の保存に向けた取組を推進する。

(1) 謝罪・名誉回復措置

14億円(14億円)

ハンセン病患者であった者等の名誉の回復を図るため、普及啓発その他必要な措置を講じる。

(主な事業)

- ・ 国立ハンセン病資料館運営費

3億円

国立ハンセン病資料館を運営し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等を行う。

(補助先) 公募

- ・ 歴史的建造物等の保存等経費

2.4億円

ハンセン病療養所における歴史的建造物の保存等に向けた取組を行う。

うち重監房再現に係る経費

2.3億円

国立療養所栗生楽泉園における重監房の再現・展示のための施設を整備

(2) 在園保障

2.2億円(2.4億円)

私立ハンセン病療養所の運営を支援し、入所者に対する必要な療養の確保を図る。

(主な事業)

- ・ 私立ハンセン病療養所運営経費

2.2億円

(補助先) (財) 神山復生病院、(福) 聖母会待労院診療所

(補助率) 定額(10/10)

(3) 社会復帰・社会生活支援

32億円(33億円)

退所者給与金及び非入所者給与金の支給、ハンセン病療養所入所者家族に対する生活援護等を行う。

(主な事業)

- ・ 退所者等対策経費

30億円

ハンセン病療養所の退所者に対して、退所者給与金を支給する。また、裁判上の和解が成立した非入所者に対して、非入所者給与金を支給する。

- ⑤ ハンセン病対策促進事業

26百万円

地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえ、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進等を図るための取組を行う。

(補助先) 公募

1 4 水道事業の適切な運営等

5 8 8 億円（2 8 4 億円）

（1）水道事業の適切な運営

2 1 3 億円（2 8 4 億円）

水道施設の広域化と適切な更新を進めるとともに、水道水による健康リスク低減のため、引き続き水道水質基準の検討、水質検査体制の精度確保を図る。

※ 政令指定都市分における水道施設整備費（耐震化関連事業を除く。）については、平成24年度から地域自主戦略交付金（一括交付金）により対応する。

（主な事業）

㊦・効率的な更新計画検討事業費〔非公共〕 1 2 百万円

水道施設の計画的更新に不可欠なアセットマネジメント（資産管理）の取組を促進させるため、事業評価事例の収集やアセットマネジメント簡易ツールを作成する。

㊦・水道施設耐震化推進事業費〔非公共〕 1 5 百万円

耐震診断モデル事業を実施し、底上げが必要な中小規模事業者による具体的な耐震化計画策定方を整理する。

（2）水道施設の防災対策【復旧・復興】

1 7 6 億円

東日本大震災を教訓として、東海地震や東南海・南海地震など、大地震の切迫性が高いと想定される地域での水道施設の耐震化を推進する（基幹管路の耐震化率31%：平成22年度）。

・地震防災対策強化地域等における耐震化事業費

1 7 6 億円

（3）水道施設の復旧・復興【復旧・復興】（復興庁計上）

2 0 0 億円

東日本大震災の津波等で甚大な被害を受けた地域で、都市計画の見直しを行うなど、通常の原因復旧では対応できない水道施設の復旧・復興を図る。

15	生活衛生関係営業の指導及び振興の推進	26億円(23億円)
----	--------------------	------------

地域に密着しつつ零細で、後継者確保難・大型チェーン店の進出など種々の課題に直面する生活衛生関係営業者の活性化を図るため、全国生活衛生営業指導センターの調査指導機能の強化を図るとともに、組合・連合会の先駆的取組を支援する。

また、東日本大震災により被災した営業者の営業再開を支援し、被災営業者による被災地復興を進める。

(主な事業)

- ・生活衛生関係営業対策事業費補助金 8億円

全国生活衛生営業指導センターのシンクタンク機能の強化等を図るとともに、各生活衛生関係営業の組合及び連合会の行う衛生対策、振興事業を支援する。

また、都道府県生活衛生営業指導センターによる生活衛生関係営業者に対する効果的な相談・指導等を推進する。

- (補助先) ①全国生活衛生営業指導センター
②都道府県
③全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合
- (補助率) ①、③定額
②定額(1/2)

- ・被災した生活衛生関係営業者への支援【復旧・復興】(復興庁計上) 1.4億円

店舗の再建が困難な被災した生活衛生関係営業者の復興を支援するために、仮設クリーニング工場の設置などを支援することにより、営業者の自立を支援する。

- (補助先) 全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合
(補助率) 定額

1 6 地域保健対策の推進

9. 2 億円 (8. 3 億円)

(1) 人材育成対策の推進

1. 3 億円 (1. 5 億円)

地域保健従事者に対する人材育成の中核となる保健所等を中心とした現任教育体制を推進するとともに、円滑な人材育成を実施するための支援策を講ずる。

(主な事業)

- ・ 地域保健従事者の現任教育体制の推進 5 3 百万円
地域保健従事者の人材育成ガイドラインの作成及び研修実施の評価など人材育成の中核となる保健所等を中心とした現任教育体制の構築を推進するとともに、それ以外の保健所等の研修内容の把握・評価を行い必要により助言などを行う。
また、研修責任者の人材育成能力の向上のため、国立保健医療科学院が行う研修に参加する際の代替職員配置等の支援を行う。
(補助先) 都道府県、政令指定都市
(補助率) 1 / 2
- ・ 新任保健師の育成支援 1 5 百万円
新任保健師が家庭訪問等を行う際に退職保健師が育成トレーナーとなって同行し必要な助言等を行うとともに、研修への参加機会の確保のため自治体に対し代替職員設置等の支援を行う。
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区、市町村
(補助率) 1 / 2

(2) 地域・職域の連携体制等の推進

2. 3 億円 (2. 3 億円)

(主な事業)

- ・ 地域・職域連携推進事業 5 2 百万円
広域的な地域・職域の連携を図り、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備する。
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区
(補助率) 1 / 2

(3) 地域健康危機管理対策の推進

5. 6 億円 (4. 5 億円)

(主な事業)

- ・ 健康安全・危機管理対策総合研究の推進 (※厚生科学課計上) 4. 6 億円
地域での健康危機管理体制等の基盤強化等に資する健康安全・危機管理対策総合研究事業により総合的な研究を推進する。

1. 原爆症認定について

(1) 原爆症認定審査について

ア 原爆症認定の状況について

厚生労働大臣が原爆症の認定を行うに当たって、科学的・医学的見地から専門的な意見を聴くこととされている「疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会」では、平成20年4月以降、従来の審査方針を見直した「新しい審査の方針」に基づき審査を行い、現在までに約17,700件を超える審査を行っている。

このうち認定件数は、約8,800件を超えており、認定件数の増加に伴い、医療特別手当支給件数が増加することから、平成24年度予算(案)で必要な額を確保したので、各都道府県、広島市、長崎市(以下「都道府県市」という。)におかれても必要な予算措置をよろしくお願いしたい。

また、認定となって、都道府県市において遡及して手当を支給するような場合があるが、既に支給された健康管理手当との調整等により、適切な支給をお願いしたい。

イ 原爆症認定申請の進達について

厚生労働省では、引き続き迅速な審査に努めているが、都道府県市を通じていただく申請書類の中には、審査に必要な検査結果報告書等、医学的な書類がそろっていない事例もあり、追加で提出をお願いすることにより審査に時間を要している場合もみられることから、申請書の進達に当たっては、必要とされている書類の確認に一層の御協力をお願いしたい。

なお、審査に必要な書類については、平成20年7月3日付け総務課長通知「「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による認定の審査に必要な書類等について」の一部改正について」及び同年9月8日付け事務連絡「原爆症認定申請に係る資料の進達について」を发出しているので、これらに留意願いたい。

ウ 指定医療機関の指定について

原爆症認定疾病の医療については、厚生労働大臣が指定する指定医療機関が担当することとしているが、原爆症認定者数の増加に伴い、新たな指定医療機関の指定が必要な事例が増大している。

各都道府県におかれては、被爆者の要望や利便性にも配慮し、必要に応じて医療機関に対して指定申請を呼びかける等、引き続き御協力をお願いしたい。

なお、指定医療機関の指定事務は各地方厚生局が担当している。

(2) 原爆症認定制度の在り方の検討について

原爆症認定制度については、平成21年12月に成立した「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」の附則に、原爆症認定制度の在り方について検討する旨が規定され、平成22年8月に、内閣総理大臣より原爆症認定制度の見直しの検討を進めることが表明された。

これを踏まえ、原爆症認定制度の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるため、厚生労働大臣の主催により、「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」を開催している（平成22年12月から現在までに8回開催）。

(参 考)

「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」について

- ・平成21年8月6日、集団訴訟の早期解決と原告の早期救済を図るため、総理と被爆者団体との間で、「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」が署名された。
- ・平成21年12月1日、確認書の内容を踏まえ、「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」が、議員立法により全会一致で成立した。

2. 「原爆体験者等健康意識調査報告書」に関する検討について

広島に投下された原子爆弾に伴う黒い雨については、広島市を中心として被爆地域周辺の住民を対象とした実態調査等が実施され、これらの報告を踏まえ、国に対して被爆地域拡大の要望がされている。

被爆地域の指定にあたっては、科学的・合理的な根拠が必要であることから、「原爆体験者等健康意識調査報告書」等に関する検討会において、要望を受けた地域における原爆放射線による健康影響について科学的な検証を行っている。

3. 在外被爆者の方々に対する支援について

在外被爆者の方々に対する援護は、平成14年度に被爆者健康手帳交付のための渡日支援等の事業を開始し、平成16年度に居住国での医療費を助成する保健医療助成事業を創設した。

また、国外からの申請手続については、平成17年度に健康管理手当等の申請、平成20年度に被爆者健康手帳の申請、さらに平成22年4月からは原爆症認定及び健康診断受診者証の申請を可能とするなど支援の充実に努めている。

在外被爆者の方々が高齢化していることに鑑み、都道府県市におかれては、なお一層の円滑な事務処理をお願いする。

なお、在外被爆者の方々が居住国でかかった医療費に対して助成を行う保健医療助成事業については、平成24年度予算（案）において上限額を以下のとおり見直すこととしている。

（参 考）

保健医療助成費上限額の見直し

- ・ 171,000円 → 176,000円（通常）
- ・ 183,000円 → 187,000円（4日以上入院）

（１）在外被爆者の方々からの原爆症認定申請について

在外被爆者の方々からの原爆症認定申請については、平成20年6月に成立した改正被爆者援護法の附則において、「政府は、この法律の施行の状況等を踏まえ、在外被爆者に係る原爆症認定申請の在り方について検討を行う」旨規定されたことを受けて、検討した結果、平成22年4月から国外からの原爆症認定申請を可能としたところである。

申請にあたっては、在外公館で受け付けた後、都道府県市を通じて国に進達していただいているので、引き続き御協力をお願いしたい。

なお、審査結果については、都道府県市を通じて直接申請者へ送付することとしているので、留意願いたい。

（２）未払い手当について

平成19年2月の最高裁判決を受け、時効を理由に未払いとなっていた平成9年11月分以前の健康管理手当等の支払いを平成19年4月より開始しているが、手当証書等の書類が文書保存期間を経過し廃棄されているなどの理由により確認できない場合には、その他の関係書類により可能な限り当時の手当認定の事実を推認することにより、未払手当の支給を行うこととしている。都道府県市におかれては、該当する案件がある場合には、個別に照会願いたい。

（３）402号通達に係る在外被爆者の方々への賠償について

402号通達に関しては、約2,170名の在外被爆者又はその遺族の方々が、大阪、広島及び長崎の各地方裁判所に提訴している。

これに対しては、平成19年11月の三菱徴用工最高裁判決で示された要件と同様の状況にあることが確認できた方については、和解により賠償金を支払うこととし、各地方裁判所において和解に向けた手続を行っている。

この和解に係る要件の確認に当たっては、被爆者健康手帳の交付等の事実確認につき、都道府県市の御協力が必要であり、各裁判所から調査囑託がなされているので、引き続き御協力をお願いしたい。

（参 考）

○在外被爆者の方々の国家賠償について

- ・ 平成19年11月の最高裁判決において、被爆者が出国した際に各種手

当の支給を停止する取扱いを規定する通達（いわゆる「402号通達」）の発出及び運用に関し、過失があったとして、100万円の国家賠償請求が認められた。

- ・同様の状況にある在外被爆者の方々に対する対応については、国家賠償にかかわるものであり、司法の場を通じて要件の確認をした上で、和解により賠償金を支払うことが適当であり、100万円の賠償金と10万円の弁護士費用を支払うこととしている。

4. 各種手当について

（1）各種手当額の改定について

平成24年度の各種手当については、平成23年度の消費者物価指数の下落（▲0.3%）に伴い、関係法令の改正により、平成24年4月から支給額を改定する予定である。

また、これまで年金と連動してスライド措置が採られてきたことによる物価スライド特例分について、年金と同様に、手当額を本来の水準に計画的に引き下げるための法案を通常国会に提出する予定である。（平成24年度から平成26年度の3年間で解消し、平成24年10月から0.6%引下げ）。

（参 考）

手当額（月額）の見直し

	（平成23年度）		（平成24年4月見込み）		（平成24年10月見込み）
医療特別手当	136,890円	→	136,480円	→	135,670円
特別手当	50,550円	→	50,400円	→	50,100円
原子爆弾小頭症手当	47,110円	→	46,970円	→	46,690円
健康管理手当	33,670円	→	33,570円	→	33,370円
保健手当	16,880円	→	16,830円	→	16,730円
	33,670円	→	33,570円	→	33,370円
介護手当 重度	104,530円	→	104,530円	→	104,530円
中度	69,680円	→	69,680円	→	69,680円
家族介護手当	21,500円	→	21,420円	→	21,300円

（2）現況の把握等について

従前より在外被爆者について、各種手当を受給している場合には、現況の届出を毎年5月に提出していただき、現況を把握することとしているが、平成18年4月1日から、国内の被爆者の現況の把握を確実にを行うため、直近1年以内の現況を把握できない被爆者は現況の届出を提出いただくこととしている。

国内の被爆者の場合は、住民基本台帳の活用等により、届出に換えることができるので、引き続き、適切な対応をお願いしたい。

また、各種手当の支給に当たっては、それぞれの手当ごとに定めている支給決定手続を遵守し、適切な支給をお願いしたい。

5. その他

(1) 健康診断について

ア 実施時期について

被爆者及び被爆二世の健康診断については、適切に広報していただくとともに、受診者の利便性を図る観点から、年度の早い時期から実施するよう配慮願いたい。

イ 被爆者援護法に基づく健康診断と特定健康診査の実施について

平成20年度より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく、特定健康診査が実施されているところであるが、被爆者健診の検査項目の一部が重複しており、受診者の負担の軽減を図るため、引き続き、可能な限り共同実施ができる体制づくりに努めていただきたい。

6 公衆衛生関係行政事務指導監査について

(1) 平成24年度の指導監査について

ア 指導監査の日程について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「原爆被爆者援護法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に関する事務に限る。以下「感染症法」という。）並びに特定疾患治療研究事業に関する行政事務指導監査については、平成24年度においても別記の計画により実施することとしているので、対象都道府県等にあつては、特段の御協力をお願いする。

なお、具体的な実施日程は別途通知する予定である。

イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしているところであり、提出資料の作成に当たっては、対象都道府県等にお示しする作成要領等に留意するとともに、期限（指導監査実施時期の60日前）までに提出されるようお願いする。

なお、「厚生労働行政総合情報システム」（<http://www.wish.mhlw.go.jp/>）に平成24年度の提出資料の様式を掲載することとしているので活用されたい。

また、併せて実施する「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の事務指導監査についても、資料の提出等に当たり、関係部局との連携方、特によりしくお願いする。

ウ 指導監査の重点事項について

平成24年度の指導監査においては、各制度ごとに以下の事項を重点事項として実施することとしている。

(ア) 原爆被爆者援護法関係

a 被爆者健康手帳の審査・交付状況

（申請書類の審査、広島・長崎両県市への照会、必要書類の添付、事情聴取、記録の確認、未処理案件の状況）

b 健康診断の実施状況

（健康診断の周知・受診勧奨の状況、精密検査対象者の未受診理由の把握状況、交通手当の支給状況）

- c 原爆症認定申請の事務処理状況
(必要書類の確認状況、認定書の返還状況、認定書・却下通知の処理状況)
- d 各種手当の認定、支給事務処理状況
(各種手当の認定、支給台帳の整備状況)

(イ) 感染症法関係

- a 健康診断の実施状況
(対象者の選定・受診者の把握方法、受診者・未受診者の把握状況、未受診者への受診勧奨方策、患者との接触者に対する健康診断受診勧告等の状況)
- b 医師及び病院管理者が行う届出状況
(届出状況、医師及び病院管理者への指導状況)
- c 家庭訪問等指導の実施状況
(訪問基準の整備状況、家庭訪問等指導の実施状況)
- d 就業制限の実施状況
(感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）への諮問・報告状況、就業制限の手続状況)
- e 入院勧告の実施状況
(協議会への諮問・報告状況、患者等への説明・意見を述べる機会の付与の手続状況、勧告等の手続状況)
- f 結核医療費の公費負担事務処理状況
(公費負担申請書の審査・事務処理状況、承認始期の状況、療養費払の書類の整備・処理状況、自己負担の認定に係る書類の確認状況、連名簿及び診療報酬明細書の写し等による審査点検状況)

(ウ) 特定疾患治療研究事業関係

- a 特定疾患対策協議会の運営状況
(協議会規程等の整備・委員の構成状況、審査体制等の状況)
- b 特定疾患医療受給者証及び特定疾患登録者証の審査、交付状況
(受給者証の有効期間の確認、生計中心者・自己負担限度額の審査状況)
- c 公費負担事務処理状況
(連名簿による承認期間・受給者番号等の点検確認状況、診療報酬明細書の写し等による審査点検状況)
- d 連名簿及び診療報酬明細書の写し等を活用した事業評価への取組状況
(診療内容の調査・分析状況、調査・分析結果の情報提供等の状況)

e 難病患者認定適正化事業の実施状況

(特定疾患調査解析システムの入力状況、厚生労働省へのデータ送信状況)

(2) 平成23年度の指導監査における主な指摘事項について

平成23年度の指導監査は、30の自治体を対象に実施することとしており、現在までに、約8割の実施を終えたところであるが、これまでの指導監査において是正改善を図る必要があると指摘した主な内容は以下のとおりである。

なお、これらの指摘事項には、過去に是正改善を図るよう指摘したにもかかわらず、依然として改善されていない事例も含まれているので、各自治体におかれては、改めて指摘の趣旨を御理解の上、改善に向けて適切に対処されるよう、一層の御尽力をお願いする。

ア 原爆被爆者援護法関係

- ・ 被爆者健康手帳の交付の遅延
- ・ 精密検査対象者の未受診理由の把握が不十分

イ 感染症法関係

- (ア) 定期健康診断の低受診率、報告書未提出の事業所等への指導が不十分
- (イ) 定期健康診断（一般住民）の対象者の範囲、広報内容が不適切な市町村への指導が不十分
- (ウ) 接触者に対する健康診断受診勧告の実施、未受診者対策が不十分
- (エ) 医師及び病院管理者からの入退院届が遅延（未提出）
- (オ) 新登録患者に対する家庭訪問等指導の実施が不十分
- (カ) 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切
- (キ) 入院勧告に係る協議会への諮問・報告、患者等への説明・意見を述べる機会の付与手続等の実施が不適切
- (ク) 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分

ウ 特定疾患治療研究事業関係

- ・ 事業評価への取組及び当省へのデータ送信が不十分
- ・ 難病患者認定適正化事業の当省へのデータ送信が不十分

(別 記)

平成 2 4 年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画

実 施 期 間	自 治 体 名	備 考
各自治体ごとに 実施期間を定めて 別途通知する。	(都道府県) [1 6] 北 海 道 秋 田 県 千 葉 県 東 京 都 新 潟 県 富 山 県 石 川 県 福 井 県 静 岡 県 広 島 県 徳 島 県 愛 媛 県 熊 本 県 宮 崎 県 鹿 児 島 県 沖 縄 県 (指定都市) [7] さいたま市 川 崎 市 相模原市 浜 松 市 名 古 屋 市 広 島 市 福 岡 市 (中核市) [1 0] 青 森 市 秋 田 市 前 橋 市 川 越 市 横 須 賀 市 豊 田 市 姫 路 市 倉 敷 市 福 山 市 宮 崎 市 (政令市) [2] 八王子市 佐世保市 (特別区) [7] 港 区 墨 田 区 江 東 区 品 川 区 目 黒 区 大 田 区 世 田 谷 区 [合計 4 2]	(注) 1 指定都市については、感染症法（結核に係る事務に限る。以下同じ。）及び精神保健福祉法について実施する。 (広島市は原爆被爆者援護法についても実施。) 2 中核市・政令市・特別区については、感染症法についてののみ実施する。 3 平成 23 年度の対象自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、平成 24 年度において追加して実施する場合がある。

7 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について

(1) 平成24年度予算(案)について

(項) 保健衛生施設整備費

(目) 保健衛生施設等施設整備費補助金

883百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|---------------|-----------------------|--------------|
| ・原爆医療施設 | ・結核患者収容モデル病室 | ・原爆被爆者保健福祉施設 |
| ・感染症指定医療機関 | ・放射線影響研究所施設 | ・感染症外来協力医療機関 |
| ・農村検診センター | ・多剤耐性結核専門医療機関 | ・エイズ治療個室等の施設 |
| ・医薬分業推進支援センター | ・HIV検査・相談室 | ・食肉衛生検査所 |
| ・精神科病院 | ・ <u>小児がん拠点病院(仮称)</u> | ・難病相談・支援センター |
| ・結核研究所 | ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 | 等 |

※下線は新規メニュー

(項) 地域保健対策費

(目) 保健衛生施設等設備整備費補助金

1,600百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|--------------------|---------------------------|--------------|
| ・原爆医療施設 | ・眼球あっせん機関 | ・結核研究所 |
| ・ <u>感染症指定医療機関</u> | ・医薬分業推進支援センター | ・地方中核がん診療施設 |
| ・食肉衛生検査所 | ・エイズ治療拠点病院 | ・と畜場 |
| ・HIV検査・相談室 | ・市場衛生検査所 | ・難病医療拠点・協力病院 |
| ・精神科病院 | ・マンモグラフィ検診機関(CADシステム整備事業) | |
| ・さい帯血バンク | ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 | ・感染症外来協力医療機関 |
| ・組織バンク | ・食品衛生検査施設 | 等 |

※下線は既存メニューの拡充(第二種感染症指定医療機関に結核病棟のユニット化に必要な設備整備事業を追加)

(2) 平成24年度整備計画について

保健衛生施設等施設整備費補助金に係る平成24年度整備計画内容の説明聴取については、本年2月上旬までを目途に各地方厚生（支）局において実施することとしているが、建設用地の確保、地域住民との調整等により内示（実施計画承認）後に申請を取り下げる又は計画を変更するといったケースが見受けられるので、計画書については十分な精査をお願いするとともに、事業者の整備計画の進捗状況を十分把握し、事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないよう、管内の市町村等に対しても適切な指導をお願いする。

8 毒ガス障害者対策について

毒ガスによる健康被害を受けた方々に対する各種事業については、広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施しているところであり、これらの県におかれては、今後とも協力をお願いしたい。

また、平成24年度の手当の支給額については、原爆被爆者に対する各種手当と同様に、消費者物価指数の変動等にあわせ、関係通知の改正により支給額を改定する予定である。

(参 考)

手当額（月額）の見直し

	(平成23年度)		(平成24年4月見込み)		(平成24年10月見込み)
特別手当	100,970円	→	100,670円	→	100,070円
医療手当					
入院8日・通院3日以上	36,030円	→	35,930円	→	35,710円
入院8日・通院3日未満	33,670円	→	33,570円	→	33,370円
健康管理手当	33,670円	→	33,570円	→	33,370円
保健手当	16,880円	→	16,830円	→	16,730円
介護手当 重度	104,530円	→	104,530円	→	104,530円
中度	69,680円	→	69,680円	→	69,680円
家族介護手当	21,500円	→	21,420円	→	21,300円

参 考 資 料

－ 参 考 資 料 目 次 －

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1	原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み.....	資－ 1
2	原爆関係の援護施策の概要.....	資－ 2
3	原爆症の認定件数.....	資－ 3
4	原爆症認定制度の在り方に関する検討会について.....	資－ 4
5	在外被爆者の方々からの原爆症認定申請について.....	資－ 5
6	原爆諸手当要件等一覧.....	資－ 6

【指導調査室】

1	平成 2 2 年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要	資－ 7
	(1) 指導監査を実施した地方公共団体の数	
	(2) 主な指摘事項	
2	毒ガス障害者対策の概要.....	資－ 9

原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み

原子爆弾被爆者に対する援護として、被爆者が受けた放射能による健康被害という、他の戦争犠牲者には見られない「特別の犠牲」に着目し、国の責任において、医療の給付、各種手当の支給等、総合的な保健・医療・福祉施策を講じている。

被爆者の範囲

以下のいずれかに該当する者であって「被爆者健康手帳」の交付を受けた者 【手帳保持者 約21.9万人】
(平成22年度末)

- ① 原爆投下の際「被爆地域」(広島市・長崎市の区域・隣接地域)に在った者
- ② 入市被爆者(原爆投下後2週間以内に爆心地付近(約2km)に入市した者)
- ③ 救護被爆者(放射能の影響を受けるような事情の下にあった者)など

原爆症の認定

→ 認定を受けた者には医療特別手当(月額136,480円)を支給 【支給対象者 約7,200人】
※手当額は平成24年4月以降の額。平成24年10月以降は月額135,670円。(平成22年度末)

被爆者の疾病について①原爆放射線に起因し、②現に医療を要する状態にあるかを認定

： 原子爆弾被爆者医療分科会にて専門的な観点から客観的に審査し、厚生労働大臣が認定

「厚生労働大臣は、原爆症認定を行うに当たっては、政令で定める審議会(*)の意見を聴かなければならない。」(被爆者援護法第11条第2項)

* 政令で定める審議会 = 疾病・障害認定審査会(原子爆弾被爆者医療分科会)

援護措置 【1,478億円(平成24年度予算(案))】

- 1 医療の給付(医療費の無料化) 【438億円】
- 2 各種手当の支給 【930億円】

健康管理手当(月額:33,570円)【支給対象者 約18.7万人(平成22年度末)】(被爆者の85%が受給)

医療特別手当(月額:136,480円)【支給対象者 約7,200人(前出)】 など

※手当額は平成24年4月以降の額。平成24年10月以降は健康管理手当(月額:33,370円) 医療特別手当(月額:135,670円)

3 健康診断の実施(年2回)

4 福祉事業の実施(居宅生活支援、原爆養護ホーム事業など)

原爆関係の援護施策の概要

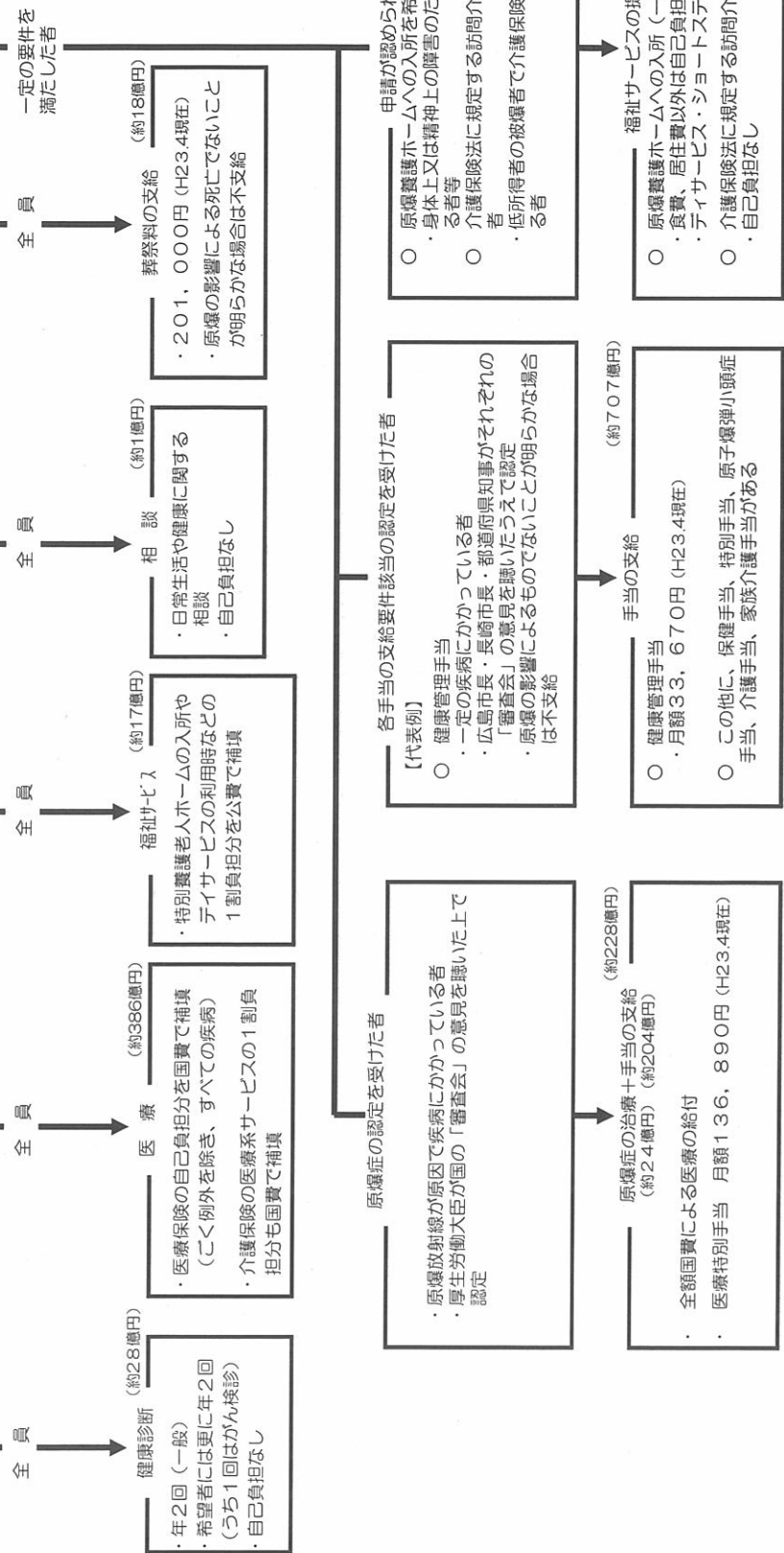
(平成24年度予算(案) : 約1,478億円)

被爆地域

原爆投下当時の広島市・長崎市の区域及びそれに隣接する政令で定める区域内にいた者等

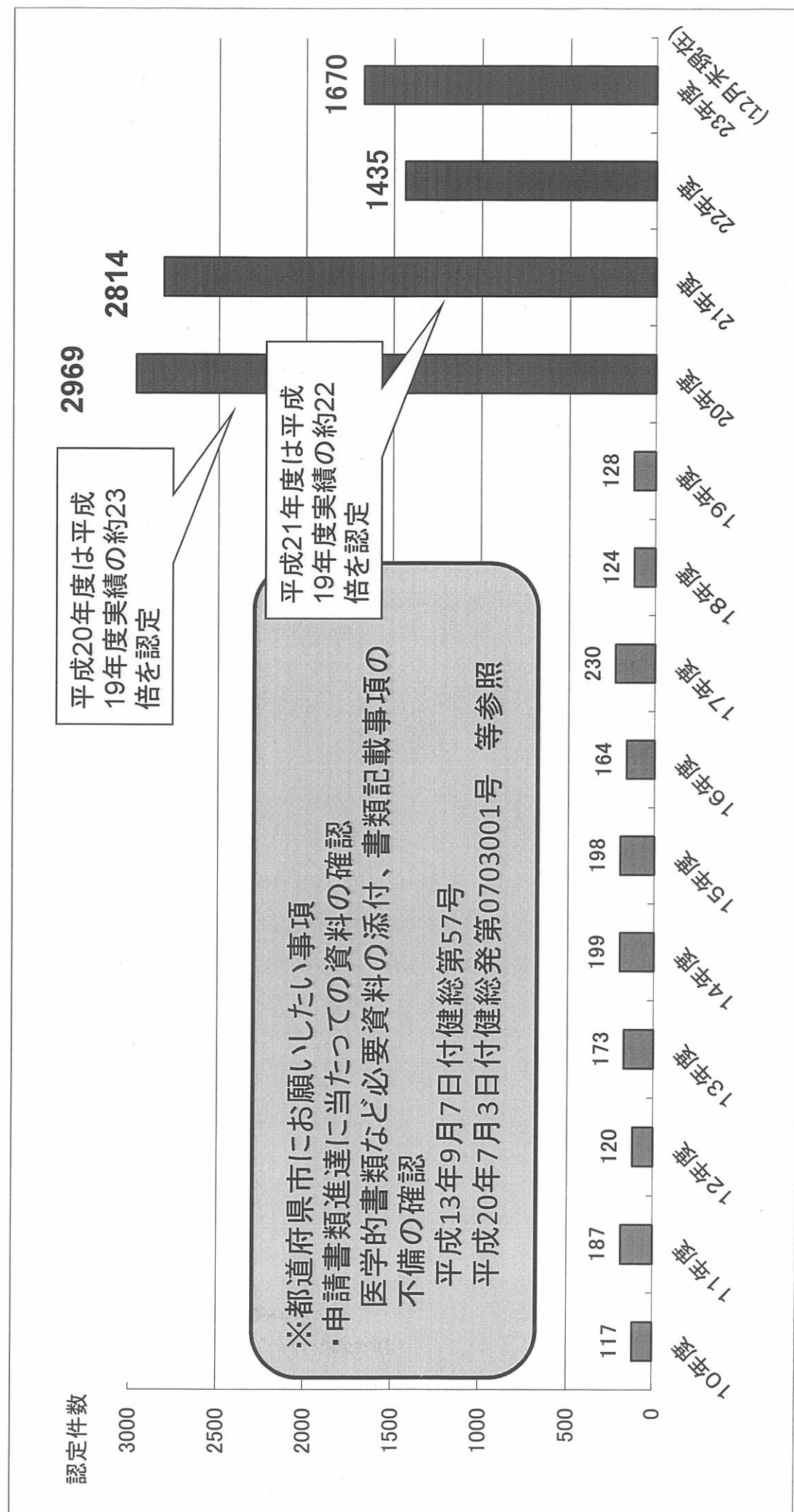
被爆者

広島市長・長崎市長・都道府県知事が認定して「被爆者健康手帳」を交付



原爆症の認定件数

・平成20年4月以降、23年12月までで、合計8,888件を認定



原爆症認定制度の在り方に関する検討会について

目的

原爆症認定制度については、平成21年12月に成立した「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」の附則において、原爆症認定制度の在り方について検討する旨が規定され、平成22年8月に、内閣総理大臣から原爆症認定制度の見直しの検討を進めることが表明されたところである。

これを踏まえ、原爆症認定制度の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとするため、厚生労働大臣の主催により、学識経験者及び関係団体等の有識者からなる「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」を開催する。

※平成22年12月から、これまでに計8回開催。

構成員

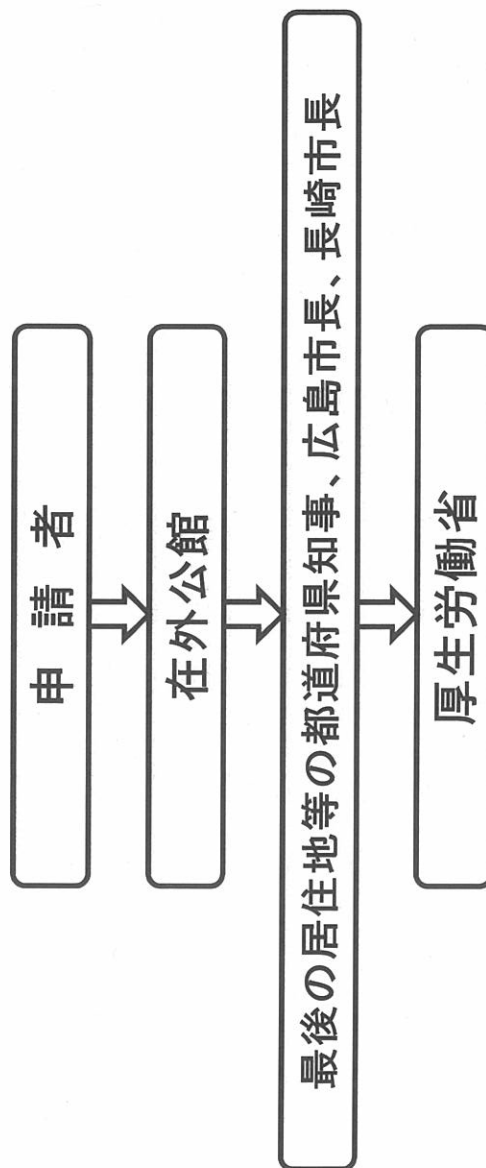
・荒井 史男 弁護士
・石 弘光 一橋大学名誉教授
・草間 朋子 大分県立看護科学大学学長
・潮谷 義子 長崎国際大学学長
・神野 直彦(座長) 東京大学名誉教授
・高橋 滋 一橋大学大学院法学研究所教授
・高橋 進 株式会社日本総合研究所理事長

・田中 熙巳 日本原水爆被害者団体協議会事務局長
・三藤 義文 長崎市副市長
・坪井 直 日本原水爆被害者団体協議会代表委員
・長瀧 重信 (財)放射線影響研究所元理事長
・佐々木 敦朗 広島市副市長
・森 亘 東京大学名誉教授
・山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

在外被爆者の方々からの原爆症認定申請について

- 在外被爆者の方々からの原爆症認定申請については、平成20年6月に成立した改正被爆者援護法（海外からの被爆者健康手帳申請を可能とした）の附則において、「政府は、この法律の施行の状況等を踏まえ、在外被爆者に係る原爆症認定申請の在り方について検討を行う」旨規定されている。
- 検討の結果、被爆者援護法施行令を改正し、在外被爆者の原爆症認定申請について、日本国外からの申請を可能とした。

○申請に係るスキーム



○施行日 平成22年4月1日（平成22年3月17日公布）

原爆諸手当要件等一覧

手 当 の 種 類	支給金額	支 給 要 件	受給者数(H22年度末)
医 療 特 別 手 当	136,890円 136,480円 135,670円	原子爆弾の放射能が原因で病氣やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病氣やけがの治っていない人。	7,197人
特 別 手 当	50,550円 50,400円 50,100円	原子爆弾の放射能が原因で病氣やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病氣やけがが治った人。	936人
原子爆弾小頭症手当	47,110円 46,970円 46,690円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人。	22人
健 康 管 理 手 当	33,670円 33,570円 33,370円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等全部で11障害のいずれかを伴う病氣にかかっている人。	187,474人
保 健 手 当	16,880円 16,830円 16,730円	2km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人。	4,842人
	33,670円 33,570円 33,370円	身障手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある人又は70歳以上で身寄のない単身居宅生活者。	1,521人
介 護 手 当	104,530円 69,680円	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合。 (重度:身障手帳1級及び2級の一部程度、中度:身障手帳2級の一部及び3級程度)。	年間 19,222件
家 族 介 護 手 当	21,500円 21,420円 21,300円	重度の障害のある人で、費用を支出しないで身のまわりの世話を受けている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)。	年間 20,397件
葬 祭 料	201,000円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給。	年間 8,816件
特 別 葬 祭 給 付 金	10万円(2年償還の国債)	① 支給対象者が、原爆の投下から葬祭料制度の対象となる前に亡くなった原爆死没者の遺族(※)であること。 (※)遺族の範囲は、死没者の配偶者、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹とする。 ② 支給対象者自身も被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けている人)であること。	申請件数 143,624件 請求受付期間 平成7年7月から 平成9年6月まで

※支給単価については、上段が現行単価、中段が消費者物価指数の改定(△0.3%の場合)等の影響を受けた単価、下段がその改定に加え、特例水準の解消(△0.6%の場合)の影響を受けた単価

1. 平成22年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要

(1) 指導監査を実施した地方公共団体の数

・ 都 道 府 県	16 箇所
・ 指 定 都 市	6 箇所
・ 中核市・政令市	15 箇所
・ 特 別 区	8 箇所

計	45 箇所
---	-------

(2) 主な指摘事項

ア 原爆被爆者援護法関係

(ア) 被爆者健康手帳に関する事務処理

- ・ 被爆者健康手帳の交付の遅延

(イ) 健康診断に関する事務処理

- ・ 精密検査対象者の未受診理由の把握が不十分 3 箇所

イ 感染症法関係

(ア) 定期健康診断に関する事項

- a 受診率が低い事業所等に対する指導が不十分 23 箇所
- b 報告書が未提出の事業所等に対する指導が不十分 18 箇所
- c 広報内容が不適切な市町村に対する指導が不十分 27 箇所

(イ) 定期外健康診断（接触者健診）に関する事務処理

- a 対象者に対する勧告が不十分（未実施を含む） 6 箇所
- b 勧告を受けたにもかかわらず受診していない者がいる 12 箇所

(ウ) 患者管理に関する事務処理

- a 新患者発生届出（法第12条）の遅延又は入退院届出（法第53条の11）の遅延（未届出を含む） 41 箇所
- b 新登録患者に対する保健師等による家庭訪問等指導の実施が不十分 21 箇所

(エ) 就業制限に関する事務処理

- ・ 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切 16 箇所

(オ) 入院勧告・措置制度

- a 入院勧告・措置及び入院期間の延長の手続等が遅延している等実施が不適切（法第20条第1～5項） 24 箇所

b 患者等への説明・意見を述べる機会の付与手続き等の実施が不適切（法第20条第6～8項）	9 か所
(カ) 公費負担制度	
a 自己負担額の認定が未実施（再認定を含む）	8 か所
b 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分	9 か所
ウ 特定疾患治療研究事業関係	
(ア) 特定疾患対策協議会の運営に関する事務処理	
・ 特定疾患対策協議会等における審査が不適切	2 か所
(イ) 公費負担に関する事務処理	
・ 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分	5 か所
(エ) 難病患者認定適正化事業	
・ 特定疾患対策協議会における最終判定結果の入力及び入力データの送信が不十分	2 か所

毒ガス障害者対策の概要

1. 目的

第二次大戦中、広島県^{おおくのしま}大久野島にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所等、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた者等の中には、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多くみられることから、健康診断及び相談指導の実施、医療費、各種手当の支給等を行い、健康の保持と向上を図っている。

2. 対象者

毒ガス障害者対策は、当時の従事関係に応じ、対策を講じている。

(1) 旧陸軍共済組合等の組合員であった者については財務省

→ 「ガス障害者救済のための特別措置要綱」（昭29）及び「ガス障害者に対する特別手当等支給要綱」（昭45）により国家公務員共済組合連合会が実施

(2) 動員学徒、女子挺身隊員等の組合員以外の者については厚生労働省

→ 「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」（昭49）により広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施

< 対象者数 >

財務省	1,042人
厚生労働省	2,055人
忠海	1,972人
曾根	77人
相模	6人
(平成23年3月現在)	

3. 疾病の範囲

- 慢性呼吸器疾患（慢性鼻咽頭炎、慢性気管支炎等）
- 同疾病に罹患しているものに発生した気道がん（副鼻腔がん、舌がん等）
- 上記疾病にかかっている者に併発した循環器疾患、呼吸器感染症、消化器疾患、皮膚疾患

< 予算額 >

毒ガス障害者対策費 平成24年度予算	795,226千円
うち 健康診断費	28,408千円
うち 医療費	66,602千円
うち 各種手当	689,668千円

4. 対策の概要<厚生労働省>

- | | |
|----------|---|
| ① 健康管理手帳 | 動員学徒等として従事していた者に交付 |
| ② 健康診断 | 年1回（一般検査、精密検査） |
| ③ 医療手帳 | 毒ガスに起因する疾病を有する者に交付 |
| ④ 医療費 | 医療保険の自己負担分を支給 |
| ⑤ 特別手当 | 毒ガスに起因する疾病を有し、かつ重篤と認められた者に支給 |
| ⑥ 医療手当 | 特別手当を支給されている者であって、その疾病に係る療養を受けた期間について支給 |
| ⑦ 健康管理手当 | 毒ガスに起因する疾病が継続する者に支給 |
| ⑧ 保健手当 | 毒ガス障害の再発のおそれのある者に支給 |
| ⑨ 介護手当 | 費用を支出して介護を受けている者に支給 |
| ⑩ 家族介護手当 | 疾病が重度であり、家族の介護を要する状態にある者に支給 |
| ⑪ 相談事業 | 相談員を配置し健康管理等に関する相談を実施 |
| ⑫ 調査研究事業 | 毒ガス障害者対策に資するため総合的な調査研究を推進 |

支給額 (H24年度)	受給者 H23年3月現在
① —	2,055人
③ —	1,804人
⑤ 100,670円 100,070円	60人
⑥ 入8以 35,930円 35,710円 入8未 33,570円 33,370円	
⑦ 33,570円 33,370円	1,524人
⑧ 16,830円 16,730円	12人
⑨ 重2 104,530円 中2 69,680円	0人 0人
⑩ 21,420円 21,300円	0人

※⑨以外は上段がH24.4以降の単価
下段がH24.10以降の単価

5. 平成24年度予算：795,226千円（内委託額793,300千円）

6. 創設年度：昭和49年度